

指定避難所・指定緊急避難場所について

既存施設の管理・運用方法の変更等が行われたことから、次のとおり指定避難所および指定緊急避難場所の変更（新規指定および取消等）を行いましたのでお知らせします。

指定避難所・指定緊急避難場所とは

①指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を、災害の危険性がなくなるまでの必要な期間滞在させ、または災害により家に居られなくなった住民等を一時的に滞在させるために指定する施設
②指定緊急避難場所	災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための一時的な避難場所

指定避難所

区分	避難施設名	住所	収容想定人数	対象地区
新規	漆川体育館	漆川字 鍋懸151-30	200	漆川の一部

指定緊急避難場所

区分	避難施設名	住所	収容想定人数	対象地区	洪水	土砂災害	高潮	津波	内水氾濫	地震
新規	漆川体育館	漆川字 鍋懸151-30	400	漆川の一部	○	—	—	—	○	○
変更	嘉瀬 コミュニティセンター	金木町嘉瀬 端山崎76-1	250	萩元の一部、端山崎の一部、雲雀野の一部、鎧石の一部	○	○	—	—	○	○
変更	嘉瀬老人福祉 センター	金木町嘉瀬 端山崎35-40	131	上端山崎、端山崎の一部、雲雀野の一部	○	—	—	—	○	○
取消	嘉瀬集会所	金木町嘉瀬 雲雀野109-1	272	端山崎の一部、上端山崎の一部、雲雀野の一部、鎧石の一部	取消	取消	—	—	取消	—

* 太字は変更部分

福祉避難所

区分	避難施設名	住所	収容想定人数
新規	地域貢献活動拠点センター みどりの風オアシス	みどり町三丁目93-1	10

* 災害発生時は、思わぬ被害が発生することもあるため、上記の施設であっても危険な状況と判断される場合は、安全な場所へ避難するなど身を守る行動をとるよう努めてください。

* 地域防災計画および指定避難所・指定緊急避難場所に関するお問い合わせは、防災管理室までご連絡ください。

問…防災管理室 内線2115

